

職員の懲戒等処分について

地方公務員法第 29 条第 1 項の規定に基づき、職員に対し、懲戒処分を行いましたので公表いたします。

記

1 非違行為の概要

自身の担当する農業関係交付金事務において、令和 6 年 6 月から令和 8 年 3 月にかけて決裁を経ずに 12 件の不適切な事務処理をおこなった。なお、交付金に係る不正受給、架空請求等は無かった。また令和 8 年 4 月に自身が行方不明（半日の欠勤を含む）となる騒動を引き起こし、公務に対する信頼低下という影響を与えた。

2 処分の内容

区分	所属	職名	性別	年齢	処分内容
被処分職員	産業建設課	主監	男性	50 歳	減給 10 分の 1・5 か月
関係職員	産業建設課	課長	男性	47 歳	戒告（監理監督責任）

※本件を重く受け止め、町長については給料月額額の 10 分の 1 を 2 か月、副町長については給料月額額の 10 分の 1 を 1 か月減額する条例案を、6 月定例議会に提出する予定。

3 処分年月日

令和 8 年 5 月 29 日

この度、本町職員が不適切な事務処理をおこなったこと、また行方不明の騒動を起こしたことにより、ご迷惑をおかけしました関係各位並びに町民の皆さまに深くお詫びを申し上げます。再発防止にむけ、職員に事務処理の適正な執行を含む法令順守、服務規程の重要性を改めて認識させ、信頼の回復に努めてまいります。

令和 8 年 5 月 29 日

田野町長 坂本 正徳